

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

会 長

署名委員

署名委員

第 1 回 上富良野町国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 自 平成 29 年 5 月 30 日 19 時 00 分
至 平成 29 年 5 月 30 日 20 時 15 分
- 2 場 所 上富良野町役場 3 階 第 3 会議室
- 3 出席者

公 益 代 表 北川 昭雄・五十嵐 順美・木津 晴美

保険医・薬剤師代表 渋江 久・園田 明弘・松井 英治

被 保 険 者 代 表 鎌田孝徳・大内和行

(欠席委員 藤崎 環)

事 務 局 町民生活課長・健康推進班主幹・三好主査・柿原主事

- 4 付議議題

・平成 29 年度国民健康保険特別会計補正予算について

町長挨拶

町民生活課長 町長所用により、不在のため、メッセージをお預かりしておりますので、私の方で代読させていただきます。

(以下、メッセージ代読)

皆さま、こんばんは。本日は大変お忙しいところ、委員皆様にご出席を賜りましたこと心より感謝申し上げます。

本日は、平成 29 年度第 1 回国民健康保険運営協議会開催にあたり、ご挨拶申し上げますところではありますが、公務等が重なり、本日ご挨拶ができなくなりましたことをお詫び申し上げます。

はじめに、今年 4 月 18 日の強風により、農業倉庫 40 棟、ビニールハウス 218 棟、東中教員住宅の屋根飛散等、被害が甚大となりましたことから、明日臨時議会において、補正予算の議決をいただくところでございます。

また今年、草分地区に開拓の畝が下されて 120 年の節目にあたり、町民にとって思い出に残る事業として、7 月 NHK ラジオ体操、11 月 NHK のど自慢大会を実施するなど、魅力あふれる地域づくりとして、十勝岳ジオパーク構想の認定に向けた活動も実施してまいります。

また、4 月から債権管理条例が施行され納期内納付の励行を推奨するとともに、マイナンバー制度による本町の住民サービス向上のため、個人番号カード所有する町民の住民票等証明書について、コンビニで交付できますよう、今年 11 月スタートを目標とし準備を進めておりますので、住民の皆様にはぜひご活用いただけますよう今後丁寧に周知してまいります。

さて、本日の議案としては、平成 28 年度保険給付費等決算に伴い、6 月議会において、平成 29 年度予算について補正させていただくことを予定しております。

また、平成 30 年度国民健康保険制度改正に伴う今年度の日程について、情報提供させていただきますので、北川会長をはじめ委員皆様から、貴重なご意見を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

また、委員の任期について、今年 8 月 31 日が満了となりますが、国保制度において大きな変革の時期でありますので、現委員の皆様には引き続き引き受けていただけますようお願い申し上げます。

本日は宜しくお願い申し上げます。

会長挨拶	
会 長	<p>皆さんお晩でございます。今回、新年度に入りまして第1回目の運営協議会ということで、町長はたまたま所用で出席できないということでメッセージをいただきました。今回、平成28年度の決算について、まだ確定はしていませんが、ほぼ確定したということで6月の議会に上程する内容でございます。それと合わせて一部補正の関係もございます。後ほど説明がありますが、この時期になると赤字が心配になりますが、今年については、給付の状況が少ないということで、良い状況であります。いよいよ平成30年度から国保が都道府県に移行するということで話がる所でございます。また今年が役員の改選時期になるということで、引き続きお願いしたいと思っております。また1年間よろしくお願いたします。</p>
町民生活課長	<p>規則第5条で議長は会長が務めることとなっておりますので会長の進行でお願いいたします。</p>
会 長	<p>会議録署名委員については規則第9条第2項の規定により協議会に諮りこれを決めることとなっております。公益代表から木津委員、被保険者代表から鎌田委員にお願いしたい。</p>
1 報告事項	
(1) 平成28年度国民健康保険給付の状況について	
事務局	<p>議案P1～5 平成27年度の被保険者加入状況並びに給付況について説明。</p> <p>まず1ページ目の上富良野町国民健康保険被保険者等の状況についてですが、1の加入状況については、平成28年度末の人口は10,956人と66人の減となっており、人口減少と後期高齢者への移行に伴い国保加入率についても24.6%と0.8%の減となっており毎年減少傾向にあります。</p> <p>2の世帯の状況については、28年度末現在は、1,550世帯、年間平均は1,567世帯と42世帯減少しています。退職者等世帯数については、平成26年度で制度が廃止され現在は経過措置で残っている世帯のみで28年度末では4世帯となっており年間平均では、10世帯と15世帯減少しています。退職等世帯については、今年度で全世帯が一般世帯に移行することになります。</p> <p>3の被保険者数の状況については、28年度末2,697人、年間平均2,737人と前年より103人減少しています。</p>

被保険者の内訳については、下記のとおりとなっておりますので、お読み取りいただければと思います。

つづきまして 2 ページをご覧ください。平成 28 年度の費用額の状況について、一般と退職を合わせた件数及び費用額は、前年対比で 98.18%と 92.03%と減少しており、中段の 1 人当たりの費用額と保険給付費についても、前年対比が 95.46%、95.78%と 5%程減少しております。

3 ページと 4 ページにつきましては、一般分と退職分の内訳となっており、5 ページは給付状況を月別にグラフで表したものです。今年度については赤色の折れ線グラフで表示されておりますが、各月前年を下回る給付費となり、年間で前年より約 66,000 千円の減となっており、過去 5 年間で一番給付費が低い状況となっております。

会 長 給付が少なかったのは良かったが、何か原因はあるのか。

事務局 上富良野町については、1 人当たりの給付額が減っていることも原因と考えられます。

町民生活課長 1 人あたりの医療費は減っているが、高額療養費は伸びているので、きちんと治療されている方の高額療養費の給付はされているため、今後医療費が著しく下がっていくとは考えていません。

会 長 一時期、インフルエンザが流行り給付費が危ぶまれたがそうではなかったようだ。

町民生活課長 国保に直接関係があることではないですが、インフルエンザと肺炎球菌が原因で子どもの医療助成費が足りなくなり、3 月に補正をしましたが、国保会計を揺るがすほどではありませんでした。

(2) 平成 28 年度国民健康保険特別会計決算状況について

事務局 P6～P8 平成 28 年度国民健康保険特別会計決算状況について説明。

資料中の予算現計の額については、3 月において実施した補正予算後の数値となっております。

また、最終の決算につきましては、明日 5 月 31 日が平成 28 年度の出納閉鎖となりますので、今回の決算状況の資料につきましては、5 月 19 日現在の数値となっております。

まずは、6 ページの歳入ですが、国民健康保険税については、決算額合計 321,375,624 円となり、昨年の収納率 97.4%を 1.0%上回る 98.4%と高い収納率と

なり、予算に対し 573 万円の増となっております。

国庫支出金の財政調整交付金につきましては、平成 27 年度は、68,699 千円でありましたが、保険給付費の減により 2,988 万の減の 38,819 千円となっております。

また、道の財政調整交付金につきましては、保険財政共同安定化事業の減による、実質負担割合の大幅な変動により予算減額に対し、20,978 千円の増額となりました。

歳入合計 1,544,508,393 円となり予算に対しまして、42,056,393 円の増となっております。

続いて 7 ページの歳出であります。総務費全体で、予算に対し 1,266,537 円の残となりました。

保険給付費全体につきましては、851,208 千円の予算に対し 811,010,732 円の決算額と、全体として大きな給付が発生しなかったため 40,197,268 円の残となりました。

出産育児諸費につきましては、当初は 13 人分の予算でありましたが、平成 28 年度中の国保被保険者の出産は 7 件しかありませんでした。

歳出合計では、予算に対し 68,682,289 円の残額となり、歳入から歳出を差し引きました、110,738,682 円の差引額となり次年度へ繰り越しとなる決算内容となりましたことをご報告させていただきます。

平成 28 年度につきましては、すべての月で昨年を下回る給付の状況であり、保険税については、被保険者数が昨年より 103 人減少していますが、昨年とほぼ同額となる決算額となりました。

また、歳入の増額の要因として、前期高齢者交付金が昨年度と比べ 6,200 万円程の増額となったことや、道の財政調整交付金が 4,400 万円程増額となったことにより、1 億円を超える繰り越しとなったところです。

しかしながら、繰越金の一部については後半の給付が少なくなった額の返還が生じることとなることや、平成 30 年度からの国保改正法による納付金方式への移行やシステム等の導入などの資金としての用途が予想されることや、国や道からの収入についても不確定要素があることからこの繰越額を資金として来年度についての運営を進めていくこととなります。

続いて、8 ページの財政調整基金状況であります。28 年度は 1 億円以上の繰越となる決算でありましたが、前年度の精算等や平成 30 年からの準備等もあるため、

基金の積み増しについては、平成 30 年度以降の新たな制度が安定してきたときに検討していくことが必要と考えています。

その下の税の収納状況であります。現年課税分収納率 99.7%、滞納繰越分では 47.8%と現年課税分で 0.3%の増加、滞納繰越分では 2.5%の減少で全体としては 98.4%と前年対比 1.0%の収納率の増加となり、高い収納率を維持しており、現年課税分の滞納者数は 16 人であり昨年度は 23 人でしたので、7 人の減少となっております。

また、平成 28 年度不納欠損額については、23,500 円で、生活困窮 1 名分となります。

以上、平成 28 年度国民健康保険特別会計決算状況についてご報告申し上げます。

町民生活課長 決算については、10 月に特別決算委員会があり、議会で認定するかどうか決まります。今回、国保運営協議会で決算状況について審議いただき、平成 29 年度繰越についても議会に報告します。今年 4 月から債権管理条例が施行され、きちんと納期に納入いただく仕組み作りを行ってきました。国保税も 200 万円ほどの未収がありました。半分の 100 万円ほどとなり、滞納者 16 人全員に面談することもできています。また国保税以外も 99.9%の高い収納率となっていることをご報告申し上げます。

(3) その他

健康推進班主幹 平成 28 年度の保険者努力支援制度の都道府県別の結果が示されました。11 指標の合計点で、獲得点が最も高かったのが新潟県 184.87 点、一番低かったのが秋田県 89.88 点、北海道は 36 位の 116.69 点となっています。上富良野町は 204 点となっています。市町村別の結果がでていないため、順位はわかりませんが上位ではないかと思われます。この 11 指標の合計点に体制構築加算の 70 点を加え、被保険者数を掛け、全体で 150 億円が特別調整交付金として配分されました。うち上富良野町が交付額は、171 万 4 千円となっており、被保険者 1 人当たり 622 円で、全国平均が 476 円ということで高い方だと思われます。上位の都道府県を見てみると保健事業の獲得点数が高いことがわかります。上富良野町についても保健事業については、高い点数を獲得しています。2 点目の糖尿病の重症化予防の取組についてですが、国でも取組を推進しているところで、透析導入患者の原疾患で糖尿病性腎症の占める割合が大きく、人工透析が 1 人ですと月 40~50 万円、年間 500~600 万円と

	<p>医療費が高額になるということで、ここをターゲットにした取組を町でも重視していこうと思っています。この対象者となるのが高血糖で受診が必要だが、病院にかからない未受診者や、治療を途中で中断してしまった人、治療中だが不適切な生活習慣で糖尿病のコントロールが不良な方などで、医療機関との連携が重要になってきます。医療機関との連携については、国民健康保険中央会から日本医師会あてに依頼が出されています。上富良野町についても、富良野管内の市町村で足並みを揃えて医療機関との連携を進めていきたいと考えており、富良野医師会を通じてご相談や情報提供により進めさせていただいている状況です。こういった連携をお願いしたいかという、糖尿病コントロール不良者や、治療中断者の重症化予防が必要な方は、連携手帳を通じて医師にご相談させていただくことや、健診未受診の方が約2割いますので、医療機関に受診した際に、健診を進めていただくというようなことを考えています。</p>
会 長	<p>上富良野町については、ほぼ満点だが個人インセンティブ・情報提供の項目については、半分の点数となっているが。</p>
事 務 局	<p>この項目については、健康マイレージで、健診を受診するとポイントを付与し、景品などと交換するなどの事業だが、上富良野町としては、優先して取り組んでいない事業です。</p>
健康推進班主幹	<p>上富良野町については健診受診率が高いが、低い市町村はポイントを利用して取り組んでいるところもあります。</p>
会 長	<p>収納率の項目についても40点満点のうち15点となっているが、上富良野町は高い収納率のはずだが。</p>
事 務 局	<p>この項目については、単純に収納率が高ければ点数が取れるということではなく、前年度と比較し、伸び率も評価されるため、上富良野町のように99%以上の収納率を維持している市町村は、点数を取ることは難しい項目となっています。</p>
町民生活課長	<p>保険者努力支援制度については、全国の市町村の底上げを目的として仕組みでもあります。</p>
松井委員	<p>ジェネリックの項目も低いようだが。</p>
事 務 局	<p>この項目については、当初ジェネリックの比較基準が示されておらず、上富良野町についても基準を達成しているはずだが、評価基準に該当しておらず、点数を取ることができませんでした。今後はどのような基準で評価されるか確認しながら取</p>

	り組んでいきます。
鎌田委員	健康マイレージについてももう少し具体的に聞きたい。
事務局	健康マイレージの実施方法については、各保険者で決めることができます。上富良野町内部の議論では、実施することで健診受診率が上がることは考えにくいいため、取り組んでいないが、今後ご要望等があれば実施することも検討できる事業です。
健康推進班主幹	保健福祉課としては、健診未受診者については、個別に受診勧奨を実施していけたらと思っています。
町民生活課長	上富良野町としてもこういった項目が、保険者努力支援制度の評価基準となっていることを検証し、委員の皆さんにもご意見をいただけたらと思っています。
2 諮問事項	
(1) 平成 29 年度国民健康保険特別会計補正予算について	
事務局	議案 P9～11 により説明。
	9 ページからの平成 28 年度国民健康保険特別会計補正予算概要についてご説明いたします。
	既決予算総額 1,474,589 千円に歳入歳出それぞれ 110,737 千円を追加し、1,585,326 千円とする補正です。
	補正の概要
	①平成 28 年度決算に伴う繰越金の補正
	②平成 28 年度決算に伴う一般会計繰出金の補正
	最終的に、明日までが出納閉鎖期間となっていますので、明日までの歳入歳出の額で繰越金の額を確定させていただきたいと思えます。
	10 ページ 11 ページにつきましては、補正額を含めた全体の予算です。
町民生活課長	今回決算に伴う繰越金の補正ということですが、平成 28 年度の保険給付費が確定し、現在概算交付されている療養給付費負担金の額が確定したら、予備費から約 1 千万円を返還金として充当して補正させていただくことを見込んでいます。
会長	ご意見ご質問ございませんか。なければ 6 月議会へ上程させていただいてよろしいでしょうか。
各委員	(他に意見なし。賛成多数、承認される。)

3 その他	
(1) 平成 29 年度国保制度改革に伴う主なスケジュールについて	
町民生活課長	議案 P 12～13 により説明。
	12 ページをご覧ください。平成 29 年度 4 月から 3 月まで、道と上富良野町に分けて表を作成しています。道については、5 月 25 日に市町村連携会議を旭川市で開催し、担当者が出席しています。また本日、道の方でも第 1 回の運営協議会が開催されていると伺っています。上富良野町においては、2 月の運営協議会でも報告させていただいていますが、4 月に平成 29 年度分の被保険者証について、有効期限を 7 月 31 日に変更して郵送をさせていただいています。今後スケジュールですが、道では、6 月から来年の 2 月まで納付金の本算定、市町村連携会議、道の条例提案を予定しています。上富良野町としては、6 月議会の議会には、国保会計決算に伴う補正予算等、また主なスケジュールについても説明させていただきます。9 月には、同様に国保の運営協議会を開催し、議会に条例改正の概要を説明します。12 月には、議会に条例上程し、3 月の議会では、条例の可決をお願いしようと考えています。平成 30 年 4 月から新制度スタートというスケジュールなっています。主な内容ですが、3 点あります。まず、被保険者証有効期限の見直しに伴う事務手続きということで、現在被保険者証と高齢受給者証が 2 枚あり、これを平成 30 年 8 月 1 日より一本化するよう事務を取り進めています。
	2 点目ですが、国保の運営協議会についてです。現在委員の任期は、2 年間と定めており、現在の委員は、平成 27 年 9 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日の 2 年間就任いただいています。現在国民健康法の改正が予定されており、平成 30 年 4 月 1 日から施行予定です。それまでに就任されている方は、現行どおり 2 年間の任期となります。施行日以後の新規・再任委員の任期は 3 年間となります。13 ページ右側「第 2 市町村の国保運営協議会について」にあるとおり、上富良野町においても国保運営協議会の任期を定めさせていただきたいと思えます。
	3 点目ですが、今年国民健康保険の条例の改正を予定しております。葬祭費の支給について、現行 1 万円を 3 万円に改正させていただきたいと思えます。理由については、既に後期高齢者医療制度では 3 万円であり、北海道の現状として、3 万円の支給としている被保険者数が 1 番多く、保険給付費等交付金の対象となり、納付金の算定に含まれているためです。平成 30 年 4 月から施行していきたいと考

	えていますので、ご意見をいただけたら思っています。
会 長	国保税については、まだこれからですね。
町民生活課長	国保税の見直しをする場合は、国民健康保険税条例の改正が必要あり、今後納付金の本算定が示されてきますが、医療給付と納付の状況を見ると 1 億円の繰越金と合わせて、平成 29 年度中の改正は必要ないと考えています。ただ平成 30 年度以降の状況により、検討が必要と考えています。
	(2) 平成 29 年度国保制度の改革について
事 務 局	別紙パンフレット「平成 29 年度から国保制度が改正されます」により説明。 70 歳以上 75 歳未満の方の自己負担限度額が平成 29 年 8 月から変更となります。 70 歳以上 75 歳未満の方 179 人のうち半数の方が対象となります。今年の 7 月更新の高齢受給者証の発送時にこのパンフレットを同封して対象者に周知をいたします。また平成 30 年 8 月にも限度額の変更が予定されています。
	(3) その他
町民生活課長	今回が現委員の最後の運営協議会となります。先ほど任期については説明させていただきましたが、上富良野三師会には、5 月に委員推薦依頼を既にしており、渋江さん、小玉さん、松井さんの推薦をいただいております。そのほか公益代表、医師薬剤師代表の方からもご意見いただけたらと思います。
鎌田委員	国民健康保険から社会保険に変更となり被保険者代表としてはいられなくなりました。
大内委員	鎌田委員と同じく国民健康保険から社会保険に変更となりました。
町民生活課長	鎌田委員、大内委員には、事前に社会保険への切り替えがあったことは、伺ってございました。後任の委員については、個別にご意見等伺いながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
会 長	次回の運営協議会については、9 月 1 日を予定しております。
町民生活課長	委員の任期開始が 9 月 1 日からということと、議会の日程の都合上、9 月 1 日を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。
会 長	以上、報告案件、諮問事項がありましたが、他に何もなければこれで本日の運営協議会を終わります。
	20 時 15 分終了